

# 卓越した技能者の表彰に係る被表彰候補者の推薦方法

## 1 被表彰候補者の要件

被表彰候補者として推薦される技能者は、以下のすべての要件を充たす者であることとします。

- (1) 技能の程度が卓越しており、当該技能において国内で第一人者と目されていること。  
例えば、本人の技能なくしては〇〇の製作は不可能または大変困難であること。あるいは、日本を代表する技能者として国内外の大規模プロジェクトに携わり優れた功績を残しているなどが挙げられること。
- (2) 推薦日現在において、現役の技能者として就業していること。  
この場合、その者の就業上の地位（自営業主、家族従業者、雇用者等）は問わないものであること。また、卓越した技能を有する者が、職業訓練指導員として、事業内職業訓練または公共職業訓練において、当該卓越した技能について、実技指導を行っている場合等を含むものであること。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者は、表彰対象とはならない。
- (3) 就業を通じて、後進技能者の技能の指導または教育に携わり、技能者の育成に寄与したこと、技能に関する工夫、改善等によって生産性を向上させたこと等により、労働者の福祉の増進および産業の発展に寄与した者であること。
- (4) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。また、推薦日以前において禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。  
なお、被推薦者が事業所の役員である場合においては、当該事業所にも過去1年程度社会的批判を受けるような事実がないことを確認すること。
- (5) 被推薦者の推薦に係る技能に関し叙勲または褒章を受章又は受賞予定がないこと。  
なお、長年のボランティア活動や人命救助など被推薦者の技能とは異なる理由で、叙勲または褒章を受章又は受賞予定がある者は推薦の妨げにはならない。

### 〔留意事項〕

- ① 被表彰候補者については、過去に優秀技能者知事表彰または伝統的工芸優秀継承者知事表彰を受章している者であることが望ましいが、若年・中堅の技能者で適格者であれば、必ずしも知事表彰を受けた者でなくとも、推薦は可能であること。
- ② 令和6年度までに本表彰の被表彰候補者として推薦のあった者であって、本表彰を受けるに至らなかったものについては、真に表彰を受けるにふさわしい者であれば、改めて推薦して差し支えない。ただし、候補者の功績等を一層アピールできるよう、前回提出した調書等の記載内容や資料を見直し、十分工夫した上で提出する必要があること。
- ③ 被表彰候補者が「技能者表彰実施要領」別表に定める職業部門のうち、第22部門への推薦を希望する場合には、第22部門への推薦に加えて、第1部門から第21部門のうち該当する職業部門にも併せて推薦することもできる。

- ④ 「技能者表彰実施要領」別表に定める職業部門のうち、第1部門から第21部門のいずれかに該当する場合には、別表に定める職種（2）欄に掲げる細分類の職種について、同一細分類職種の被推薦者は1名とする。ただし、女性は最大2名、加えて下記⑤に定める障がいがある者を同一細分類職種において推薦する場合は、最大3名まで推薦可とする。
- ⑤ ここでいう「障害がある者」とは、以下アからウまでのいずれかに該当する者である。
- ア 身体障害者福祉法第15条（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者。
- イ 都道府県知事、政令指定都市市長または中核市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者。
- ウ 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（発達障害の診断書のみにより精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を含む）。
- ⑥ 技能者的な側面はあるものの、その者の職歴等から総合的に判断して、社会通念上技術者とみなされる者は、推薦の対象から除外されるものであること。

## 2 推薦書類の提出

### (1) 提出方法

推薦書類については、1名分の全ての推薦書類をパスワード付きZIPに圧縮して1つのファイルにし、電子メールにより提出してください。

また、動画を提出する場合は、電子媒体（CD-RまたはDVD）に推薦書類一式のデータを格納の上、ファイル等に暗証番号を付し提出してください。電子媒体を郵送する場合は、必ず書留によりお送りください。

技能者表彰実施要領および推薦書類の様式データは福井県ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードして御利用ください。

### (2) 提出書類

推薦団体は、以下の書類を県労働政策課へ提出してください。

① 調書（1）、調書（2）（様式第3の1）・・・1部門から21部門用

調書（1）、調書（2）（様式第3の4）・・・22部門（障がい者部門）用

注1 福井県ホームページに掲載の「令和7年度卓越した技能者の表彰の推薦に係る留意事項」を熟読の上、記載例を参考に作成すること。

② 説明写真（様式4）

作品および作業風景の写真を貼り付けたもの（10枚以内）

注1 写真は直近1年以内（令和6年4月1日～令和7年3月31日）のものとする。

③ 専門的・技術的分野に関する用語等の資料（様式5）

注1 専門的・技術的用語等については、すべてふりがなおよび解説を付すこととし、

技能者表彰実施要領の記載例を参考に作成すること。

④ 顔写真

注1 鮮明なカラー、上半身、正面、脱帽で、最近（概ね6か月以内）撮影したものとする（ポラロイド等による写真類は不可）。

注2 写真の電子データはJPG形式で提出してください（PDF形式は不可）。また、写真のデータ名は氏名としてください。

⑤ 住民票抄本（本籍地記載のあるもの ※戸籍抄本ではないので注意）

⑥ その他の資料

被表彰候補者の卓越した技能の程度および功績が端的に分かる資料等（新聞・雑誌の記事、説明書、図面、写真、表彰・職業能力検定等に係る資料等）を収集し、返却を要しないものを提出すること。

なお、資料は可能な限りA4版とし、必要最小限の分量とすること。

イ 表彰、職業能力検定等に係る資料

表彰、免許・資格等、技能検定、高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスター、技能グランプリ等入賞歴に記入した場合には、当該事績を明らかにする書類の写しを添付すること。

ロ 新聞記事等

本人の事績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等

ハ 説明書、図面、写真等

本人の製作物、発明、考案または改善等に関する説明書、図面、写真等。

改良前と改良後の比較をなるべく数量的に表現し、専門的・技術的分野に関するものについては、平易な解説およびふりがなを付す等の配慮をすること。

ニ 特許、実用新案等の資料

特許、実用新案等については、発明者名（共同の場合は、担当分野を明らかにすること）、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料および証書の写しを添付すること。

⑦ 動画

ア 1～21部門

推薦書類の調書のうち、当該調書の参考として、動画による補足が必要な場合に限り、被推薦者の作業状況（①工程、②技能に係る作業）を撮影した3分以内の動画の提出を可能とする。

なお、録画形式はMP4形式（画質：720p程度若しくはそれ以下）とし、最小限の内容とすること。

イ 22部門

推薦書類の調書のうち、障害の特性を含めた審査をするため、被推薦者の作業状況（①作業風景、②工程、③技能に係る作業）を撮影した5分以内の動画を原則提出すること。

なお、録画形式はMP4形式（画質：720p程度若しくはそれ以下）とし、最小限の内容とすること。

⑧ 被表彰候補者の同意書（様式 8）【22 部門（障がい者部門）のみ】

下記「3 推薦に当たっての留意事項」の（3）「個人情報の取扱い」により提出すること。

⑨ 障害者手帳（写し）【22 部門（障がい者部門）のみ】

**3 推薦に当たっての留意事項**

（1）提出期限

推薦書類の提出期限は、令和 7 年 2 月 3 日（月）（必着）とします。

（2）提出書類の内容の整合性

提出書類については、調書や添付資料（用語集、住民票、説明資料等）の内容に整合性を確保し、相互に食い違い等がないようにしてください。

なお、提出書類の記載が著しく乱雑な場合は、審査の対象外とすることもあるので特に留意してください。

（3）個人情報の取扱い

この卓越した技能者表彰の事務により入手した個人情報（調書等）については、本事業および関連する優秀技能者事務以外に使用することはありませんが、被表彰候補者が「卓越した技能者」として選定された場合は、顕彰のために原則として、氏名、年齢、職種、就業先、技能功績概要、顔写真および作品等の写真を公表し、また、行政等の広報誌、ホームページ等に掲載することとなるので、推薦団体はあらかじめ被表彰候補者に説明を行い、同意を得るようにしてください。

また、22 部門（障がい者部門）の推薦に当たっては、必ず様式 8 の説明書きについて十分に説明を行い、同意を得た後、被表彰候補者による署名を行った上で、推薦書類等と共に提出してください。

（4）推薦後における連絡

被推薦者の推薦の後に、被推薦者が禁錮以上の刑に処せられ、もしくは他の技能者の模範とするに欠ける事実が明らかになった場合または提出書類の記載内容に変更（死亡、病気、人事異動、転職、住所変更等）もしくは誤りがあった場合には、速やかに県労働政策課まで御連絡ください。